

府中市民の知の拠点をつくる

府中市立図書館市民懇談会報告

平成21年3月

府中市立図書館市民懇談会

はじめに

平成19年12月に市民待望の新中央図書館が、市民会館との複合施設「ルミエール府中」に誕生しました。地上5階地下1階の建物のうち、図書館は3階～5階部分のほか、地下に自動出納書庫を備えた床面積6,000平方メートルを超える立派なものです。

設備の面でも、たくさんの読書席を備え、また、最新のIT技術を導入し、ICを活用したリクエストe棚や自動出納書庫を設置するなど、旧中央図書館とは比較が難しいほどです。

運営面では、これまでの市直営方式から、業務の一部をPFI方式としており、市と事業者の連携が行われています。

私たちは、これからのよりよい図書館運営について意見を求められました。そこで、昨年11月から2度の施設見学を含め、4回の会合を開催して、府中市立図書館のこれからの運営やサービスのあり方について自由に意見を交換し、本日、この報告書にまとめました。

今後、府中市立図書館の運営にあたり、この報告書で提案した内容を参考に、府中市民固有の文化が育つ場として、図書館が成長していくことを願っています。

平成21年3月31日

府中市立図書館市民懇談会

◎ 提言内容 ◎

提言 1

従来の「図書館」イメージからの脱却を

提言 2

積極的なメッセージ発信を

提言 3

市民参加型図書館づくりを

提言 4

子どもたちに対するサービスの充実を

提言 5

地区図書館を地域情報・コミュニティの拠点に

提言 6

市内の大学図書館との協力・協働を

提言 7

質の高いサービスの維持を

提言 1

従来の「図書館」イメージからの脱却を

図書や雑誌、カセットテープやビデオの貸出・返却、読書席・学習席の提供、本の作者の講演会や子ども向けのお話会の開催など、どちらかといえば静的なイメージの図書館に対して、急激に情報化が進む社会からは、時代に対応したダイナミックな展開が求められている。

本の貸し借りだけでなく、図書館に行けばいつでも知的に楽しいこと（もの）がある、というイメージを作ることが大切だ。これまで一度も図書館を利用したことのない市民でも、来館したくなるような雰囲気づくりのため、無料ミニコンサート、話題の本の著者との懇談会や朗読会、読書会など、小さなイベントの継続的な開催を工夫すべきだ。

図書館の持つ大量の情報を知的に楽しむために、既にさまざまな最新技術が導入されているが、今後も技術の進展に合わせて積極的に更新する必要がある。それは「図書館」のイメージを大きく変える重要な要素でもある。だが、急速な技術進展に対応できない高齢者等に対する支援策として、人的なサポートが必要不可欠である。

図書館が教養面、娯楽面だけでなく、市民生活のあらゆる場面でさまざまな問題の解決のために活用されることにより、その必要性が広く認知され、市民全体の誇りになることを目指してほしい。

提言 2

積極的なメッセージ発信を

府中市立図書館が目指す図書館像を市民に積極的に掲示することによって、館内の雰囲気に変化する。例えば、サービス理念や「図書館」「読書」「本」に関する詩のように短いメッセージ（例えば、堀口大学の詩）を、1か月ごとに、「今月の言葉」として図書館の入り口に掲示することなどが考えられる。

また、ホームページやブログ、もちろん印刷物等も利用して、今、図書館は何を目指して具体的に何をしているのか、といった情報を積極的に市民に向けて発信していくべきだ。また、新聞社、放送局等への情報提供数を増やして、マスコミへの掲載依頼を積極的に行うなど、図書館PRに関する戦略が必要である。

また、書店がお勧め本の手書きポップ等を活用して、目立たない本だが実は現代的な意義の大きい古典図書の売り上げを伸ばしているように、図書館職員のお勧め本を掲示するなど、サービスする側一人一人の「顔」が見えるような工夫が必要ではないか。さらには、サービスする側ではないが、利用者や著名人が「一冊の本」として本の紹介をする印刷物や掲示物も、図書館と利用者を結ぶものとして考えられる。

雨の日は 雨を愛そう	風の日 風を好もう	晴れた日は 散歩をしよう	貧しくば 心に富もう
堀口 大学			

提言 3

市民参加型図書館づくりを

児童サービスやハンディキャップサービスにおいては、既におはなしボランティア、対面朗読及び録音図書作成ボランティア、そして布絵本手作りボランティアが活動しており、図書館はそれぞれ養成講座を実施して量的拡大と質の向上を図っている。今後、ボランティア活動の一層の活性化を図るには、ボランティアの横のつながりを作る必要があるのではないか。

経費増が望めない社会情勢を考えると、新たに増加する図書館業務のすべてを職員が直接実施することは不可能であり、NPOや市民ボランティアと協働することが不可欠になる。職員が事業をプロデュースし、実施するのは市民ボランティアという体制をとるべきであり、今後の眼目は市民と職員の関わり方の仕組みづくり、職員からのコーディネーターの育成である。

市民にさまざまな形で図書館の事業に参加してもらって、「市民みんなで支える図書館」というイメージを醸成したい。そこから、府中市立図書館を誇りに思う市民が増えていくのではないか。

なお、ボランティア活動に参加している市民は、ボランティアを生きがいとして感じているのであって、費やした時間に対する報酬を求めているのではないが、そのインセンティブを上げるには、交通費などの実際にかかった費用の弁償について今後の検討が必要ではないか。費用を全て自分もちでは、長期に継続することが難しい場面もある。

今後の図書館運営については、積極的に市民の参画を進める中で、「図書館友の会」といった市民の自主的活動団体が、図書館をサポートすることを目的に組織されることが理想である。その団体が、小規模な朗読会や講演会などを企画し、中央図書館内のボランティアルーム等で連続的・継続的に開催すること

も考えられる。

ボランティアルームを持っている図書館は珍しく、また、前面がガラス張りで一般利用者からも活動風景が見えるなどPR効果も期待できるので、ボランティアルームを十分に有効活用するように希望する。

ルミエール府中が持つ資源を十二分に活用するという視点では、屋外のバルコニーを使ったミニコンサートなど、全館的な対応も検討して欲しい。

提言 4

子どもたちに対するサービスの充実を

平成15年に策定された「府中市子ども読書活動推進計画」に基いて市役所全体としてさまざまな取組が行われ、赤ちゃん絵本文庫の実施や中央図書館へのおはなしの部屋設置など、さまざまな成果も上がっている。昨年9月には、第二期計画を策定し、継続的に推進が図られている。

計画実施の成果として、児童書の貸出点数はこの5年間で増加しているが、それは主に小学生の利用増に支えられているもので、中学生高校生の読書離れは続いている。

本を読む中学生高校生を育てるには、まず、本好きにする必要がある。そのためには、赤ちゃんの頃から身近に本があり、保護者のひざの上で絵本を繰り返し読んでもらうなど、楽しく自由に本に触れる環境、記憶が重要である。乳幼児期における本との接し方が、その後の読書に大きな影響を与えることになる。その意味で、府中版ブックスタートである赤ちゃん絵本文庫や長年続いているおはなし会の役割は大切である。今後も、ボランティアと協働して府中の子どもたちを本好きにしていってほしい。地区図書館でのおはなし会の開催回数増が図られるなど、事業の充実が進んでいるが、会議室などの無機質な場所で開催されることも多く、カーテンなどで空間を区切るなど、お話の雰囲気を保てるような工夫が必要である。また、近年、参加がほとんどない小学校高学年に対するおはなし会も、長編小説の連続シリーズ化など工夫して開催してほしい。

また、子どもの読書環境として学校図書館の役割も重要であり、本を読み、調べる場所以外に、そこは子どもたちの居場所となることもできる。市立図書館が学校図書館と交流会を開催するなど関係を一層深めて、子どもたちの居場

所にもなる学校図書館づくりを支援する核となってほしい。良書は子どもの心を育てるが、子どもにその本を手渡すのは、大人の役割、図書館の仕事である。

なお、全ての子どもたちに本の楽しさを伝えるために、ハンディキャップのある子や特別支援学校への支援に一層取り組んで欲しい。

また、家庭で不用になった児童書のリサイクルの流れを整理して、学校図書館での再利用の道をつくるなど、市民の蔵書のリサイクルを文化資源の循環として位置づけ、広報やホームページ等で募集することも考えられる。

提言 5

地区図書館を地域情報・コミュニティの拠点に

地区図書館はこれまでも、中央図書館まで来る手段を持たない子どもや主婦、高齢者に対する地域サービス拠点として運営されてきたが、今後も各地域のさまざまな資源を活用して、地域に密着した質の高いサービスを提供できるよう、各館で工夫すべきである。

特に、高齢者福祉館や公民館、児童館等との複合施設である文化センターに併設された図書館においては、その複合施設という特徴を生かして、他施設の利用者の年齢層に合わせた運営を考慮すべきである。

例えば、リハビリにも効果的といわれる高齢者への読み聞かせなども、ボランティアの新たな活動範囲として考えられるのではないか。

また、地区図書館はその地域の文化の拠点として、地域に密着して、さまざまな文化活動や地域情報の核となることが求められる。たとえば、市民愛好団体の協力を得て地域の商店街等特徴のある町並みの風景写真を毎年撮影、保存・展示し、また、学校だより、保育園だより、自治会だよりなどを積極的に収集・整理するなど、「地域のことはその地域の図書館に聞けばわかる」という状況を目指してほしい。

提言 6

市内の大学図書館・出版会との協力・協働を

市内には、東京外国語大学と東京農工大学というそれぞれ専門の分野がはっきりした大学があり、附属図書館もそれぞれ専門分野に特化した蔵書構成になっている。この2つの図書館と一般的全般的な蔵書を持つ府中市立図書館とが、相互に一層協力を進めれば、市民にも学生にも大きなメリットがある。

また、昨年、学術書や専門書の出版が困難な時代に、両大学にそれぞれ出版会が設立された。新中央図書館では、学術、専門出版を支援する意味からも、著者による講演会の開催など、両出版社との協力関係を積極的に築くべきである。

近年、出版業界においては、売れる本、ベストセラーになりそうな本しか出せない傾向が強まっている。こういった中で、質の高い専門書を出版するために、両大学が自ら出版会を立ち上げたものである。蔵書選定においては「本を育てる」という姿勢が必要である。志のある出版を支える志のある図書館になって欲しい。

また、府中市立図書館が図書を出版することも考えてはどうか。従来発行されてきた目録類のほかに、図書館利用者などが書いた本を出して応援することによって、府中の図書館出身の作家が誕生することになれば、楽しい。

提言 7

質の高いサービスの維持を

PFI 事業の導入や団塊世代の退職等、図書館のサービスの維持に関して極めて大きな変化が起きているが、開館以来これまでの40年間に培ってきた府中市立図書館の伝統を守りつつ、社会から要求される新たなサービスに積極的に取り組んで欲しい。

そのためには、事業者を含めた職員の質の維持、向上が不可欠である。特に、市民ボランティアと図書館のコーディネータ役など、新たな能力、スキルが求められることとなることから、外部からの人材登用なども視野に入れるべきと考える。

さまざまな事業を実施する際には、細かい目標値設定を行いながら利用者アンケート等を実施して、図書館サービスの状態をつぶさに把握し正確に評価する必要がある。

運営体制については、PFI 事業者側も含めて、職員の司書資格者についてはその専門性を十分に活かせるような職場体制を築いて、地区図書館を含め効率的で質の高い安定したサービスを、将来にわたって市民に提供できるようにすべきだ。

府中市立図書館市民懇談会会議日程

	月	日	会 場	内 容	備 考
第1回	11月	12日	中央図書館	委任状伝達、中央図書館見学、自由懇談	
第2回	12月	19日	生涯学習センター	生涯学習センター図書館見学及び懇談	
第3回	平成21年 1月	16日	中央図書館	自由懇談	
第4回	2月	27日	中央図書館	報告書について	

府中市立図書館市民懇談会委員名簿

	分野	姓	名	備考
1	有識者	座間	直壯	白百合女子大学非常勤講師(司書課程) 元調布市立図書館長
2		中村	義雄	元NHKチーフプロデューサー 元府中市文化懇談会委員
3		村松	昭	地図作家
4	関係団体	谷川	道子	東京外国語大学附属図書館長
5		鬼丸	晴美	明星中学高等学校図書室司書教諭
6		森田	容子	小学校図書館ボランティア
7		蔵内	睦子	読み聞かせボランティア
8	公募市民	稲葉	裕子	
9		野口	武悟	専修大学文学部准教授(図書館情報学・教育学)
10		山本	茂	

府中市立図書館市民懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市立図書館（以下「図書館」という。）の運営に市民等の意見を反映させるため、府中市立図書館市民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、図書館の運営に係る図書館サービスのあり方や課題について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が依頼する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 3人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 教育関係団体の構成員 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、座長はその議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者等に対し、会議への出席その他の方法により意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、文化スポーツ部図書館において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。